

税務保険課からのお知らせ

町税及び国民健康保険税の納期及び納税通知書について

合併に伴い、平成 18 年度より町税及び国保税の納期が次のように変更となっています。また、各税目の納期限までに税金が納付されない場合、一定期間経過後に督促状が発せられ、1 件 100 円の督促手数料がかかりますので、納期限を忘れずに納付して下さるようお願いいたします。

なお、納税通知書は、各税目ごとに 1 年分を 1 冊にまとめた冊子形式となっていますので、紛失等しないよう大切に保管してください。

また、納付の際に督促状や随時用の納税通知書で納付された場合は、二重納付の原因となりますので、当初にお送りした納税通知書と合わせて保管してください。

町税の納期限

税 目	期別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
軽自動車税	1 期	1 期											
固定資産税	3 期		1 期				2 期			3 期			
個人町民税	3 期			1 期			2 期			3 期			
国民健康保険税	6 期				1 期	2 期		3 期	4 期		5 期	6 期	

口座振替制度の利用について

町税等の納付には、「安全」で「便利」な口座振替制度の利用をお勧めします。納付書により直接役場などに納めに行く手間が省け、また、納期限を忘れてしまうことなく、納め忘れもありません。

新たに口座振替を希望される方は、預金通帳、印鑑、納税通知書を持参のうえ、町内各金融機関の窓口で手続きをしてください。

なお、口座振替利用者の方には、領収書の発行は省略させていただいており、1 年間の町税の納期限が全て終了した 3 月上旬に「町税口座振替領収済通知書」により 1 年間に納付していただいた町税等の納付状況をお知らせいたします。(確定申告等に必要な国保税の納付証明書は、随時発行できませんので税務保険課または由岐支所総務室までお問い合わせください。)

【お問い合わせ先】 役場税務保険課 ☎ 77 - 3615 由岐支所総務室 ☎ 78 - 2211

配偶者や恋人からの暴力 (DV:ドメスティック・バイオレンス)

たとえ親しい間柄であっても、暴力は決して許されることではありません。お子様にとっても悪い影響を及ぼします。

DVには、身体的暴力だけでなく、精神的・経済的・社会的・性的な事も含まれます。

DVの加害者が、いつも暴力をふるっているというわけではありません。暴力をふるった後、謝ったり優しくなったりすることもあります。しかし、しばらくするとちょっとしたことで不機嫌になり、また暴力をふるわれるという繰り返しが起こることもあります。

他人に家の中のことを話すことは恥ずかしい、もし相手に知られてしまったら...、等の心配は無用です。秘密厳守・無料でご相談をお受けします。まず、お電話ください。

役場住民福祉課 ☎ 77 - 3614 または 由岐支所住民福祉室 ☎ 78 - 2212

また、相談機関として次のところがあります。

徳島県女性支援センター ☎ 088-623-8110

県警総合相談センター ☎ 088-653-9110

(年未年始を除く、毎日9時から22時まで)

(24時間対応)